



環境省報道発表

令和7年2月21日(金)

令和5年度振動規制法等施行状況調査の結果について

1. 環境省では、振動防止行政の一層の推進を図るため、毎年度、全国の都道府県、市及び特別区を通じ、振動規制法に基づく各種措置の施行状況等について調査を行い、その結果を取りまとめています。
2. この度、都道府県等からの報告に基づき、令和5年度における振動に係る苦情の件数のほか、振動規制法に基づく地域指定の状況、届出件数、措置の状況等について取りまとめたので、お知らせします。

【添付資料】

- ・ 別添 振動規制法等施行状況調査の詳細

※ 調査により得られた自治体毎のデータは、後日「令和5年度振動規制法等施行状況調査報告書」としてホームページで公表する予定です。

<https://www.env.go.jp/air/sindo/index.html>

<概要は次ページ以降>

内容についての問合せ先
環境省水・大気環境局
環境管理課環境汚染対策室
代 表 03-3581-3351
直 通 03-5521-8299
室 長 鈴木 清彦
室長補佐 増田 大美
係 長 東海林 大輔

■ 調査結果の概要

(1) 振動に係る苦情の件数

振動に係る苦情の件数は、令和5年度は4,267件（前年度4,449件）であり、前年度に比べ182件（前年度比4.1%）減少しました。

苦情の内訳をみると、建設作業が最も多く2,940件（全体の68.9%）、工場・事業場が736件（同17.2%）、道路交通が316件（同7.4%）等でした。

(2) 振動規制法に基づく地域指定の状況及び届出件数

振動規制法に基づく規制地域を有する市区町村は、令和5年度末時点で、全国の市区町村数の72.1%に当たる1,256市区町村（前年度同）でした。

同法に基づき届出のあった規制対象の工場・事業場（特定工場等）の総数は、令和5年度末時点で、全国で128,558件（前年度128,134件）でした。また、同法に基づき令和5年度に届出のあった規制対象の建設作業（特定建設作業）の総数は、52,255件（同51,928件）でした。

(3) 振動規制法に基づく措置の状況

令和5年度の振動規制法の指定地域内の特定工場等に係る苦情の件数は69件（前年度110件）でした。当該年度に行われた振動規制法に基づく報告の徴収は5件（同23件）、立入検査は39件（同44件）、振動の測定は14件（同13件）で、測定の結果、規制基準を超えていたものは2件（同2件）でした。また、行政指導は37件（同46件）、同法に基づく改善勧告及び改善命令は0件（同0件）でした。

指定地域内の特定建設作業に係る苦情の件数は594件（前年度752件）でした。当該年度に行われた振動規制法に基づく報告の徴収は54件（同129件）、立入検査は373件（同485件）、振動の測定は60件（同59件）で、測定の結果、規制基準を超えていたものは6件（同4件）でした。また、行政指導は403件（同520件）、同法に基づく改善勧告及び改善命令は0件（同0件）でした。

以 上

振動規制法等施行状況調査の詳細

I. 振動に係る苦情の件数

(1) 苦情件数の推移

令和5年度に全国の地方公共団体が受理した振動に係る苦情の件数は4,267件であった。これは、前年度(4,449件)と比べて182件(前年度比4.1%)の減少となっていた(図1)。

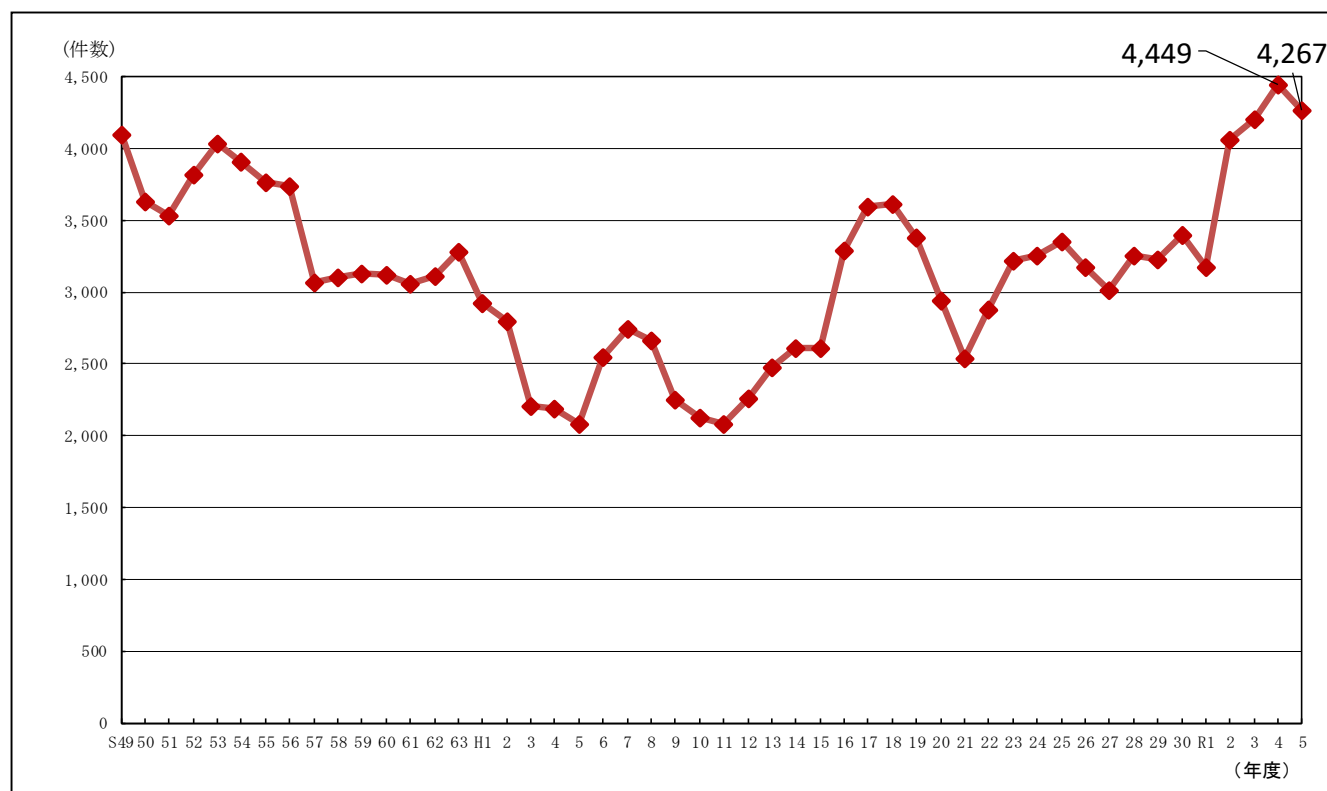


図1 苦情件数の推移

(2) 発生源別の苦情件数

令和5年度の苦情件数を発生源別にみると、建設作業が2,940件（全体の68.9%）と最も多く、次いで工場・事業場736件（同17.2%）、道路交通316件（同7.4%）、鉄道22件（同0.5%）の順となっていた（図2、図3）。

また、前年度と比較し増加したものは、工場・事業場に係る苦情が84件（前年度比12.9%）であった。一方で減少したものは、それぞれ、建設作業に係る苦情が238件（同7.5%）、道路交通に係る苦情が20件（同6.0%）、鉄道に係る苦情が10件（同31.3%）であった。

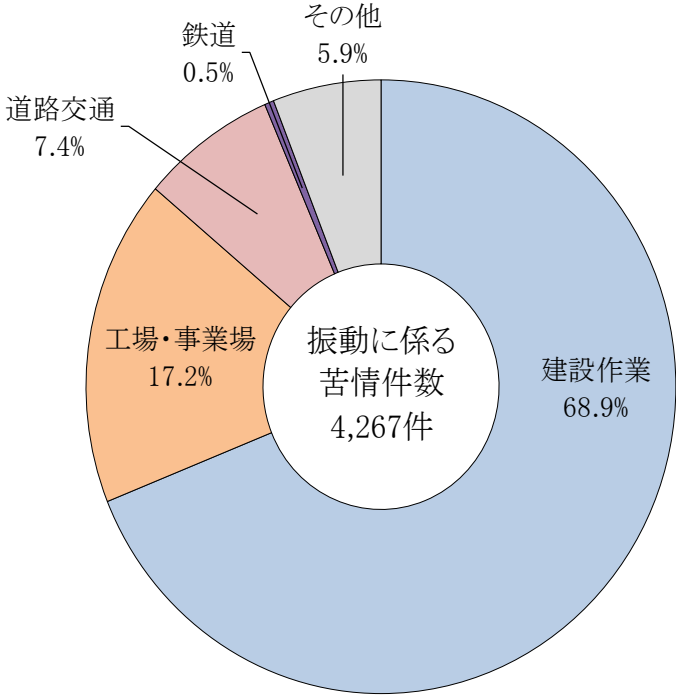


図2 苦情件数の発生源別内訳(令和5年度)

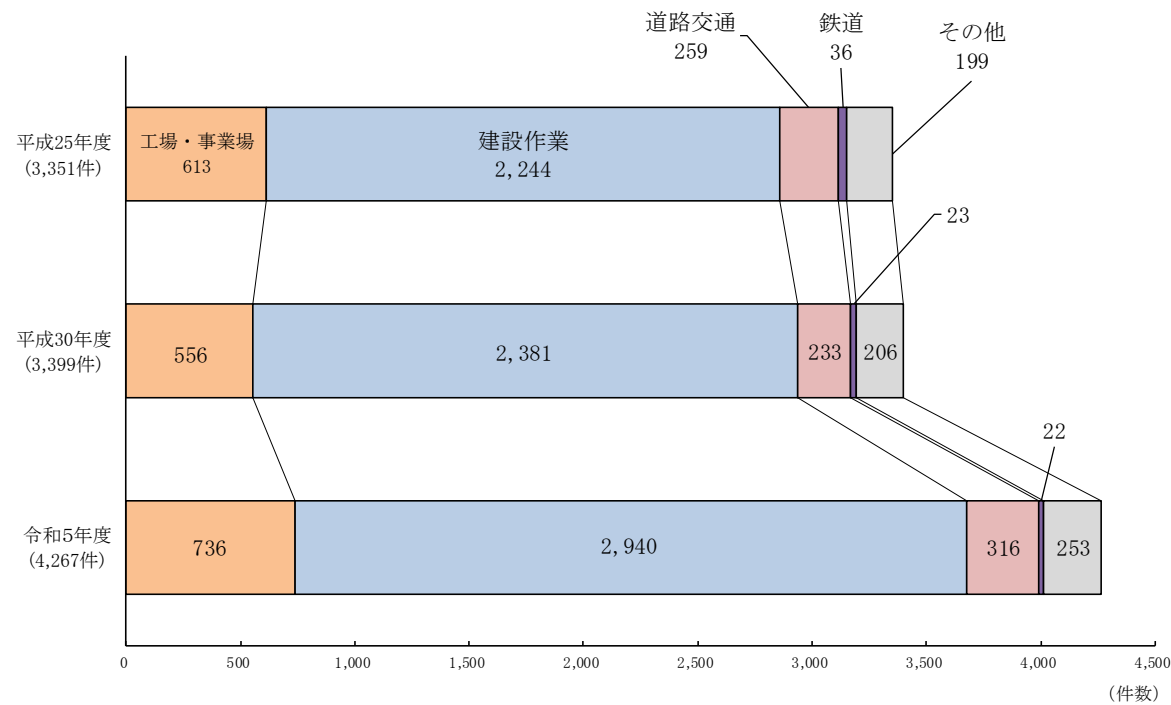


図3 5年毎の苦情件数の発生源別内訳

(3) 都道府県別の苦情件数

令和5年度の苦情件数を都道府県別にみると、東京都の1,058件が最も多く、次いで大阪府が464件、神奈川県が463件、愛知県が382件、埼玉県が356件であった。上位5都府県で総苦情件数の63.8%を占めており、大都市を有する地域において苦情が多かった。この傾向は、人口100万人当たりの苦情件数においてもほぼ同様であった(表1)。

苦情件数を前年度と比較すると、47都道府県中17府県で苦情が増加し、27都道府県で減少していた(表2)。

表1 都道府県別苦情件数(上位5都道府県・令和5年度)

	苦情件数		人口100万人当たりの苦情件数	
	都道府県	件数	都道府県	件数
1	東京都	1,058	東京都	76
2	大阪府	464	千葉県	55
3	神奈川県	463	大阪府	53
4	愛知県	382	愛知県	51
5	埼玉県	356	神奈川県	50
	全国	4,267	全国平均	34

注) 人口は令和6年1月1日の総務省統計局推計人口による。

表2 都道府県別苦情件数の対前年度増減状況(令和5年度)

都道府県	苦情件数		対前年度比増減状況		都道府県	苦情件数		対前年度比増減状況	
	令和4年度	令和5年度	増減	増減率		令和4年度	令和5年度	増減	増減率
北海道	91	80	△11	△12.1%	滋賀県	44	42	△2	△4.5%
青森県	11	5	△6	△54.5%	京都府	64	58	△6	△9.4%
岩手県	10	4	△6	△60.0%	大阪府	462	464	2	0.4%
宮城県	43	28	△15	△34.9%	兵庫県	132	128	△4	△3.0%
秋田県	8	6	△2	△25.0%	奈良県	10	8	△2	△20.0%
山形県	6	13	7	116.7%	和歌山県	18	17	△1	△5.6%
福島県	29	23	△6	△20.7%	鳥取県	14	8	△6	△42.9%
茨城県	67	52	△15	△22.4%	島根県	12	8	△4	△33.3%
栃木県	28	28	0	0.0%	岡山県	45	42	△3	△6.7%
群馬県	35	39	4	11.4%	広島県	44	60	16	36.4%
埼玉県	345	356	11	3.2%	山口県	6	10	4	66.7%
千葉県	412	347	△65	△15.8%	徳島県	7	5	△2	△28.6%
東京都	1,165	1,058	△107	△9.2%	香川県	9	10	1	11.1%
神奈川県	452	463	11	2.4%	愛媛県	21	20	△1	△4.8%
新潟県	37	56	19	51.4%	高知県	5	6	1	20.0%
富山県	6	6	0	0.0%	福岡県	135	98	△37	△27.4%
石川県	8	15	7	87.5%	佐賀県	14	8	△6	△42.9%
福井県	10	20	10	100.0%	長崎県	7	12	5	71.4%
山梨県	12	7	△5	△41.7%	熊本県	43	35	△8	△18.6%
長野県	7	23	16	228.6%	大分県	27	18	△9	△33.3%
岐阜県	58	40	△18	△31.0%	宮崎県	13	13	0	0.0%
静岡県	61	60	△1	△1.6%	鹿児島県	19	42	23	121.1%
愛知県	360	382	22	6.1%	沖縄県	10	20	10	100.0%
三重県	27	24	△3	△11.1%	合計	4,449	4,267	△182	△4.1%

注) △は減少を示す。

(4) 規制対象とそれ以外の苦情件数との比較

令和5年度の工場・事業場に対する苦情総数は736件であり、そのうち振動規制法の規制対象となる指定地域内の特定工場等に対する苦情は69件(全体の9.4%)であった。

また、建設作業に対する苦情総数2,940件のうち、同指定地域内の特定建設作業に対する苦情は594件(全体の20.2%)であった(表3)。

表3 規制対象とそれ以外の苦情件数(工場・事業場、建設作業)

発生源の種類 年 度		工 場 ・ 事 業 場					建 設 作 業				
		特定工場等		左記以外		計	特定建設作業		左記以外		計
		指定 地域内	指定 地域外	指定 地域内	指定 地域外		指定 地域内	指定 地域外	指定 地域内	指定 地域外	
令和4年度	件数	110	0	478	64	652	752	0	2,360	66	3,178
	%	16.9%	0.0%	73.3%	9.8%	100%	23.7%	0.0%	74.3%	2.1%	100%
令和5年度	件数	69	0	589	78	736	594	0	2,270	76	2,940
	%	9.4%	0.0%	80.0%	10.6%	100%	20.2%	0.0%	77.2%	2.6%	100%

Ⅱ. 振動規制法に基づく地域指定の状況及び届出件数

(1) 地域指定の状況

振動規制法に基づく規制地域を有する市区町村は、令和5年度末時点で1,256市区町村（前年度同）であり、全国の市区町村数の72.1%（同）であった（表4）。

表4 振動規制法地域指定の状況（令和5年度末現在）

	市	区	町	村	計
全市区町村数	792	23	743	183	1,741
振動規制法地域指定	759	23	434	40	1,256
割合（%）	95.8%	100%	58.4%	21.9%	72.1%

(2) 特定工場等の総数及び特定施設の届出件数

令和5年度末時点の振動規制法に基づき届出のあった特定工場等の総数は、128,558件で前年度（128,134件）に比べ424件（前年度比0.3%）増加していた。

また、特定施設の総数は863,960件で前年度（857,167件）に比べ6,793件（前年度比0.8%）増加した。

特定工場等総数の内訳をみると、主な特定施設として圧縮機を届け出ているものが全体の38.5%と最も多く、次いで、金属加工機械が29.3%、織機が12.6%の順となっていた（表5の①）。

特定施設総数の内訳をみると、金属加工機械が全体の30.6%と最も多く、次いで圧縮機が27.1%、織機が26.7%の順となっていた（表5の②）。

表5 法に基づく届出件数（令和5年度末現在）

①特定工場等総数			②特定施設総数		
主要な設置特定施設	総数	(%)	特定施設	総数	(%)
金属加工機械	37,660	29.3%	金属加工機械	263,994	30.6%
圧縮機	49,433	38.5%	圧縮機	233,760	27.1%
土石用破碎機等	4,407	3.4%	土石用破碎機等	20,608	2.4%
織機	16,146	12.6%	織機	230,809	26.7%
コンクリートブロックマシン等	770	0.6%	コンクリートブロックマシン等	2,746	0.3%
木材加工機械	2,255	1.8%	木材加工機械	4,447	0.5%
印刷機械	9,147	7.1%	印刷機械	33,933	3.9%
ロール機	668	0.5%	ロール機	3,444	0.4%
合成樹脂用射出成形機	6,932	5.4%	合成樹脂用射出成形機	64,096	7.4%
鋳型造型機	1,140	0.9%	鋳型造型機	6,123	0.7%
計	128,558	100%	計	863,960	100%

(3) 特定建設作業の届出件数

令和5年度の振動規制法に基づく特定建設作業の届出件数は52,255件で前年度(51,928件)に比べ327件(前年度比0.6%)増加した。

その内訳をみると、ブレーカーを使用する作業が46,992件(全体の89.9%)と最も多く、次いでくい打機等を使用する作業が4,359件(同8.3%)であった(表6)。

表6 特定建設作業の届出件数(令和5年度)

特定建設作業の種類	届出件数	(%)
くい打機等を使用する作業	4,359	8.3%
鋼球を使用して破壊する作業	17	0.0%
舗装版破碎機を使用する作業	887	1.7%
ブレーカーを使用する作業	46,992	89.9%
計	52,255	100%

Ⅲ. 振動規制法に基づく措置の状況

(1) 特定工場等に対する措置等の状況

令和5年度の振動規制法の指定地域内の特定工場等に係る苦情の件数は69件（前年度110件）であった。

これに対して、振動規制法に基づき行われた措置等の件数は、立入検査が39件（前年度44件）、報告の徴収が5件（同23件）、振動の測定が14件（同13件）であった。

測定の結果、規制基準を超えていたものは2件（前年度2件）、改善勧告及び改善命令が0件（同0件）であった。なお、これらの振動規制法に基づく措置のほか、行政指導が37件（同46件）行われていた（表7）。

表7 指定地域内の特定工場等振動に係る措置等の状況

	令和4年度	令和5年度
立入検査	44	39
報告の徴収	23	5
振動の測定	13	14
（うち基準超過）	2	2
改善勧告	0	0
改善命令	0	0
行政指導	46	37
（参考）苦情件数	110	69

注）苦情に対して騒音規制法に基づき行われた措置等は、必ずしも当該年度に受理された苦情に対するものとは限らない。

(2) 特定建設作業に対する措置等の状況

令和5年度の振動規制法の指定地域内における特定建設作業に係る苦情の件数は、594件（前年度752件）であった。

これに対して振動規制法に基づき行われた措置等の件数は、立入検査373件（前年度485件）、報告の徴収54件（同129件）、振動の測定60件（同59件）であった。

測定の結果、基準を超えていたものは6件（前年度4件）であり、改善勧告及び改善命令が0件（同0件）であった。なお、これらの振動規制法に基づく措置のほか、行政指導が403件（同520件）行われていた（表8）。

表8 指定地域内の特定建設作業振動に係る措置等の状況

	令和4年度	令和5年度
立入検査	485	373
報告の徴収	129	54
振動の測定	59	60
（うち基準超過）	4	6
改善勧告	0	0
改善命令	0	0
行政指導	520	403
（参考）苦情件数	752	594

注）苦情に対して騒音規制法に基づき行われた措置等は、必ずしも当該年度に受理された苦情に対するものとは限らない。

(3) 道路交通振動に対する措置の状況

令和5年度の振動規制法の指定地域内における道路交通振動の苦情の件数は267件(前年度308件)であった。

これに対して振動規制法に基づき行われた措置は、振動の測定が58件(前年度79件)であり、測定の結果、要請限度を超えていたものが1件(同0件)であった。また、都道府県公安委員会に対する要請及び道路管理者に対する要請が0件(同0件)であった。

なお、これらの振動規制法に基づく措置のほか、都道府県公安委員会に対する同様の措置依頼が0件(前年度2件)、道路管理者に対する措置依頼が3件(同65件)であった(表9)。

表9 指定地域内の道路交通振動に係る措置等の状況

	令和4年度	令和5年度
振動の測定	79	58
（うち要請限度超過）	0	1
公安委員会への要請	0	0
道路管理者への要請	0	0
要請以外の公安委員会への措置依頼	2	0
要請以外の道路管理者への措置依頼	65	3
（参考）苦情件数	308	267

注) 苦情に対して騒音規制法に基づき行われた措置等は、必ずしも当該年度に受理された苦情に対するものとは限らない。